

## 第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 23 年 (行ウ) 第 34 号  
期 日 平成 23 年 10 月 14 日 午後 1 時 15 分  
場所及び公開の有無 千葉地方裁判所民事第 3 部法廷で公開  
裁判長 裁判官 多見谷 寿 郎  
裁 判 官 花 村 良 一  
裁 判 官 村 田 つかさ  
裁判所書記官 大 塚 義 幸  
出頭した当事者等

原告代表者 廣 瀬 理 夫  
被告代理人 松 島 洋  
同 松 村 真理子  
被告指定代理人 志 村 雅 彦  
同 藤 崎 啓 司

指 定 期 日 平成 23 年 12 月 16 日 午前 10 時 00 分

### 弁 論 の 要 領 等

原 告

- 1 訴状陳述
- 2 平成 23 年 8 月 23 日付け訴状訂正申立書陳述

被 告

答弁書陳述

原 告

政務調査目的以外の用途が認められる場合には、その点を考慮した割合的な請求にとどめるべきである。その主張の根拠としては、訴状 7 頁に記載した条例及び規則の解釈によるものである。「政務調査費の手引き」は、同解釈を裏付けているものである。

被 告

- 1 訴状「第 2 の当事者等」1 を「不知」と認否しているが、原告の資格証明等が確認できれば争う趣旨ではない。
- 2 平成 23 年 12 月 13 日までに個別の認否及び反論の準備書面を提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 大 塚 義 幸 